

令和4年11月14日（月曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

令和4年11月14日（月曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	後藤伸太郎君	
委員	伊藤俊君	阿部司君
	高橋尚勝君	須藤清孝君
	佐藤雄一君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	今野雄紀君	三浦清人君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐藤 仁君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	佐藤 正行君
行政管理課長	岩淵 武久君
行政管理課課長補佐 兼行政管理係長	小野寺 洋明君
代表監査委員	芳賀 長恒君
監査委員事務局長	男澤 知樹君

事務局職員出席者

事務局 長	男澤 知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	畠山 貴博

主 事 浅 野 舞 祐

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午前10時26分 開会

○委員長（菅原辰雄君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

報道機関から撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、委員長においてこれを許可しております。

改めまして、皆様おはようございます。日曜日と月曜日ということで、かなりの寒暖差があり、体調管理にもかなり気を遣っていかねばならないような時期となりました。このような中、委員各位には当委員会に御出席をいただきありがとうございました。当委員会を慎重かつスムーズな運営に特段の御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

本日の特別委員会は、先般監査委員から町に提出された地方自治法第243条の2の2第3項及び同法第199条第6項の規定による監査結果の報告について、町長から議会に対し説明したい旨の依頼があり、開催するものであります。

本日の調査事項の内容からして、当職において議長に対し監査委員に対しても出席要求を行っていただきたい旨、要求しております。

次に、本日の説明員として町当局から町長、行政管理課長、行政管理課課長補佐、総務課課長補佐の4人が、そして、監査からは代表監査委員、監査委員事務局長の2人が出席しております。

早速議事に入ります。

地方自治法第243条の2の2第3項及び同法第199条第6項の規定による監査結果の報告についてを議題といたします。

まず初めに、当局及び監査委員の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。特別委員会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位にはお忙しい中、御対応いただき感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。南三陸町農山村活性化推進対策事業費の不正流用事案に関する町の損害に関し、地方自治法の規定に基づき、本年1月24日付で監査委員に対し監査要求を行い、これに対し既に議員各位に配付されております資料のとおり、去る11月7日、両監査委員から監査結果の報告がな

されたところであります。

本日の特別委員会におきましては、監査委員並びに監査委員事務局から監査結果の内容、その詳細について説明がなされるところでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（菅原辰雄君） 次に代表監査委員。

○代表監査委員（芳賀長恒君） 御苦労さまでございます。私のほうからお話をさせていただきますが、委員長、ちょっと長くなりますので着座でよろしゅうございますでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

では私から、町長に監査報告を申し上げた内容について補足をさせていただきたいというふうに思います。今お話しさせていただきましたとおり、令和4年の1月24日に、佐藤町長より地方自治法の243条の2の2第3項及び同法199条第6項による監査を要求する旨の通知が、我々監査委員に発出をされました。これ以降、1つ、監査に必要な関係書類の提出を町当局に求め、2つ、法律の専門家への相談、指導助言を延べ12回に及びいただきました。③4か月にわたり、関係職員の事情聴取。④元農済職員への2時間にわたる事情聴取、支出負担行為の権限、最終決裁者方への事情聴取等求められるそれぞれの監査を実施してまいりました。11月4日に監査委員2名及び男澤監査委員事務局長、畠山係長との最終協議を経て、1月24日の要求監査の文書到達から288日目となった11月7日、佐藤町長への監査報告書の結果報告と相なりました。

この間、男澤監査委員事務局長にありましては、地方自治法、同施行令、同施行規則はもちろんのこと、南三陸町の条例、規則、要綱要領をよく熟知され、畠山係長、浅野主事に対し、公平、公正な職務として、監査補助事務の執行に当たるよう指示をさせていただきました。

本町の有史以来、町職員が町職員の職分に応じ、町に生じた損失と損害を求めるべきであろうと、関係する職員には当然先輩もおりました。その顔を思い浮かべ、人が人を裁くこと、断ずることはいかに難しく、試みにくかったのではないかと存じております。これらに当たる勤務は、平日の深夜、また、土曜日、日曜日の区別なく出勤に及びました。御家族との団らんの犠牲を強いたり体への心配もありましたが、よくこれらの御期待に応えていただいていたと思っています。このことを同議員の皆さん方にもお話をさせていただきたいと思います。

そして、皆様のお手元にある賠償責任に関する調査結果ということで、御覧いただきたいと思います。町長にこの監査報告を出したのが11月7日ということです。監査の要求のあった日は御覧のとおりでございます。

要求の趣旨は、今話を申し上げさせていただきました3番、消滅時効分の取扱いということで、地方自治法239条の消滅時効、これ5年に規定によりますが、これらもあわせて監査するよう求められておりました。第2、監査実施した者は、御覧のお2人でございます。監査の種類は御覧いただいたとおりです。

そして監査の対象ですが、平成22年から令和元年度の10年度分ということでございます。そして監査の期間ですが、延べ285日間を要したということでございます。監査の方法は記載のとおりでございます。(3)調査等々は冒頭に申し上げたので、省かせていただきたいというふうに思います。

それから3ページ目でございますが、監査対象職員として財務会計職員AからVまで、それから非財務会計職員VからWの合計23人となっております。

4ページ、監査の結果、監査により認められた事実ということでございますが、黒ポツを御覧いただきたいというふうに思います。

10年度分の当該補助金が、交付先である当協議会の統括事務局が置かれていた農業共済組合の職員であったXにより不正に詐取されたということでございます。

2つ目、産業振興課内に当協議会の本部を置くとされていたこと。

3つ目、産業振興課において、10年度間のいずれの年度分も交付事務に関しずさんな手続を行っており、その手続には重大な過失があったこと。

4つ目、会計管理者において法令に反した支出命令については、これを支出してはならない旨の規定に反して、補助金を支出した事務手続があったこと。

5つ目、協議会の本部としての事務である協議会の総会を開催する事務を怠り、23年から31年までの間、29年1月の臨時総会（予算・決算以外の議題を審議）を除き、一度も定期総会を開催していなかったこと。

6つ目、事業実績報告書の一部が農業共済組合迫支所の元職員Xによって改ざんをされていた事実も確認をさせていただきました。また、補助金が不正に詐取されたこと、そもそもの原因は書類の改ざんの巧妙さではなく、産業振興課の農業振興担当職員が法令等に反し、誤った前例を踏襲して事務を機械的に進めたこと、その上席の職員が部下である担当職員の事務を盲目的に是認し、適時に適正な指導を怠ったこと。長く補助金の交付申請書に関わっていたことを主たる理由として、補助金を不正に詐取したXを全面的に信用、信頼してしまったこと等にあること、以上6点が監査により確認された実施の概要となっております。

2つ目、損害賠償に関する法的根拠及び賠償責任を有すると認められる職員についてでござ

いますが、まず、その法的根拠について調査をいたしました。結果、補助金の交付等の事務に関して職員が行った事務に故意または重大な過失があったと認められる場合における賠償については、地方自治法のこの根拠であること。協議会本部として事務を担っていた職員が行った事務に過失があったと認められる場合の賠償については、民法の根拠であることを確認をさせていただきました。

その上で10年分の補助金の交付等に関し監査を行ったところ、補助金の交付等の事務に関与した職員の故意によって当該補助金が詐取された事実は確認されなかったということです。しかし、自治法第243条からの掲げる行為をする権利を有する職員またはその権限に属する事務を直接補助する職員、財務規則で指定した者の行った事務に関し、重大な過失（怠る事実を含む。）があったことを確認をいたしました。このことによる損害賠償を有すると認められる職員の数17人でございます。

なお、地方自治法を根拠とする賠償に関しては、消滅時効が5年であることから、町長の求める監査において、消滅時効が完成していない職員9人を規定による賠償責任を有する職員ということになります。

また、協議会の本部の事務を担っていた職員に関しては、協議会の規約に定められている総会をしなかったこと、協議会の統括事務局の担当者であった元職員Xによる補助金の不正な詐取につながった蓋然性がある。これについて監査委員は重大な過失であると判断をいたしました。また民法709条の規定は、その過失に関し重大である要件としていないが、監査においては、地方自治法の賠償の考え方との均衡を考慮し、民法709条の規定による賠償については、軽過失を除くことといたしました。その結果、賠償を有すると認められる職員数は14人でございます。

6ページ、3番でございます。職員に賠償を求める額の算定について。当初1,860万ということでございますが、その後適切に使われて、費用に充当されたこともあわせて確認をいたしました。その金額は318万8,092円でございます。結果として、JA共済の迫支所の職員Xが自らの自由意思に基づき費消した金額というのは1,541万1,908円でございます。この金額の2分の1が後で出てまいりますので、この金額は覚えていただきたいと思っております。

本件監査において重大な過失があったと判断した職員に賠償を求める額に際しては、法令に規定する内容やその手続に反した支出であったとしても、その最終的な用途が関係団体への負担金や協議会の傘下の団体に対する助成、有害動植物対策に資する物品の購入等である限りにおいて、これを町がこうむった損害とみなす必要性は低いと判断をいたしました。また

双苗の射撃場の修理代金等々においても、これは最終的に有害動植物対策と直接に関係がある支出と認めることは困難であること、その一方で、補助金を不正に詐取した者自らも費消した金額と資することもまた不合理であることから、協議会に対して返還を求めることが妥当であるということにさせていただきました。

以上のことから、補助金の交付等に関し、重大な過失があったと認められる職員に対して賠償を求めるに当たって、その基とすべき金額は、農業共済組合迫支所の職員Xが費消した補助金の金額の各年度分として確定させた金額とすることが妥当であるというふうな結論に至りました。

(1) 不正な詐取を実行した者が町に返済すべき額と重大な過失があると認められる職員が町に賠償するべきが一番下、2分の1とすることが妥当であると判断をいたしました。

(2) 地方自治法上の過失と民法上の過失の割合。これまた2分の1とすることといたしました。次に賠償額の算出でございますが、補助金のことに関して職員で重大な過失があったと認められる職員については、その賠償額を職分と発生した損害との因果関係の程度に分けてそれぞれ計算をし、職員ごとに賠償責任があると認める額を算出してまいりました。賠償責任があると認められる額の算定に当たっては、職分と発生した損害との因果関係の程度に賠償額の割合、差をつけるべき合理的理由がないことから、この割合については同じ割合とするということが妥当であるという判断をした。

また、発生した損害と因果関係の程度を算出に当たっては、支出負担行為において重大な過失があったと認める割合と支出命令において重大な過失があったと認められる割合に分けて計算をさせていただきました。支出負担行為における重大な過失と支出命令における重大な過失のいずれもがともに発生した損害との因果関係があったと認められる場合においては、これを比較し、差をつけるべき合理的理由がないことから、これについても同じ割合であるということが妥当であるということにいたしました。

それから民法709条に基づく賠償額の算出でございますが、法的根拠となる賠償額の割合についても差をつけるべき合理的理由がないから、これについても同じ割合とすることが妥当ということにさせていただきました。

そして8ページの上から5行目からですが、10年度間にわたり多くの職員が関与し、また、発生した損害との因果関係がある事務が複数に及んでいたことから、賠償額の算出は困難を極めましたが、以上のとおり一つ一つの事実を確認し、積み上げながら丁寧に賠償額を算定したところでございます。

それから信義則に基づく賠償請求の制限等。不正流用事案に係る事務に関し、これを関与した職員の多くには、職務遂行上、重大な過失があったと判断するところでございますが、各職員に対し最終的に賠償を求める額を決定するに当たっては、信義則に照らし検討など、様々な観点から慎重かつ丁寧な検討を行う必要があると結果として、次のとおり一定の結論を得たものでございます。

(1) は大震災の発生ということを書かせていただきました。それから9ページでございますが、復旧・復興等体制の整備ということで、研修という部分に関しましては不十分だというふうな形があったところを書かせていただきました。そして重大な過失により賠償責任があると認められる額の2分の1とすることが妥当であるということとさせていただきます。

それから(3)ですが派遣職員に対する扱むべき事情ということでございます。派遣職員の方々には遠方でございますので、監査委員は同行せず男澤監査委員事務局長お1人でもって出張いただき、お話を頂戴したということです。扱むべき事情というのは、いわゆる派遣職員の方に、それ相応の2分の1でいいのかというような形をいろいろ悩みました。そこで、アからウの職員の皆様方に関しましては、賠償責任があると認めることは適当でないという、主事Wさんがあるということ。それからイの派遣職員主幹Tでございますが、重大な過失により賠償責任があると認められるということでございますが、2分の1のさらに2分の1、つまり4分の1の御負担ということであるというのが妥当であるというようなことでございます。派遣職員主幹Sさんも同じような形で重大な過失により賠償責任があると認められるという方でございますが、その方も2分の1、さらに2分の1の4分の1とすることが妥当であることを判断をさせていただいたということでございます。

11ページ(4)協議会の残金についてでございますが、当該補助金の当該協議会の金融機関口座に残っていた金額の取扱いについて、お話をさせていただきます。不正流用事案が発覚した後において確認した協議会の金融機関口座の残高は14万1,407円でございます。平成22年度分の当該補助金が入金される直前の当該協議会の金融機関口座の残高は1万7,675円であったことから、これらの残高の差引額である12万3,732円は、不正に詐取された協議会の補助金いわゆる残金であると認められます。しかしながら、この残金12万3,732円についてはどの年度分の補助金の残金であるかについて、確定することは不可能でございました。このため、この残金の12万3,732円については、不正に詐取された補助金の額から減額することができなかつたものであり、結果、職員に賠償を命じるに当たり考慮すべきであるとした考え方、い

いわゆる信義則による賠償請求の制限に含まれるしかないとの結論に至ったことを付言をさせていただきたいと思えます。

5番の賠償額の算出について、先ほど申し上げました23名の方々であるということでありませぬ。

次に、37ページをお開きいただきたいと思えます。37ページでございます。3行目から読ませていただきます。

本年1月、町長からの地方自治法の規定に基づく監査の要求を受理して以来、多くの資料、そして多くの関係職員等から聞き取りを重ねてまいりました。本日、町長の監査要求の趣旨を十分に酌み取り、法令の定めにも愚直に向き合い、誠実に監査を行った結果として、町長に対し、町がこうむった損害に関し、多くの職員に対して応分の負担、賠償を求めるべきである旨の監査報告を提出したところでございます。

監査報告書に賠償責任があると判断した者としてのその職氏名を記載した職員の多くは、これまで町内において気さくに声を交わしてきたの方々であります。私心として、まさに泣いて馬謖を斬るとの思いと、監査委員としての客観性・中立性の確保という義務感・責任感、この2つの間で揺れながらも、最終的には法令の規定に忠実に従い監査を実施し、この報告書をまとめたところでございます。

本件監査を実施した結果として言えることは、東日本大震災の発災後に起きた不正流用事案であったとはいえ、また、補助金を不正に詐取し、私的に使用したものが最も非難されるべきであるとはいえ、加えて、不正に流用された補助金を町に返還する主体は、不正流用を行った本人であるべきであるとはいえ、その一方で、職員が当該補助金を交付する際に行っていた事務及び有害動植物等対策協議会の本部を担う者として、行っていた事務はあまりにずさん、あまりに無責任であったと言わざるを得ないということでございます。この背景には、当時の町産業課内、組織体としての内部統制の機能不全があったと判断するしかございませぬ。またいたずらに多くの歳月が過ぎ、その間、当該補助金の不正に利用され続けていたということであったのだろうということもあわせて指摘せざるを得ませぬ。大震災の復旧・復興事業に関し、多くの職員が意識を傾注せざるを得なかったという、いわゆる環境的な要因が、不正流用事案の遠因だったのであったということについて、一定程度理解はいたします。それを加味したとしても不正流用事案がこれほどまでに長期間発覚しなかった要因の一つには、町民の血税である税金を取り扱うということに対する当該補助金の交付事務に関わった職員の意識の低さ、また、当該補助金に関係法令や交付決定の内容等に従うとともに善良な

管理者の注意をもって、事業を行わなければならないといったそもそもの町の決まりを軽んじ、自らの所掌事務や職責を十分に理解しないまま起案したり、決裁印の印を押したりと、意思決定を行ったりするということを繰り返していたという職責に対する自覚の薄さ、そして責任感の欠如、これがあったということも指摘しておかなければなりません。当該補助金の不正流用事案は、補助金の事業実績報告書の中に巧妙な改ざんが行われていたものもあつたとはいえ、補助金の交付等に関与した職員が法令等に基づいて、事務を普通に行っていれば、その発生を未然に防ぐことが可能であったという点において、町の失態であると言い得る。

この失態から目を背けず、出直しを図ることが失った町民の信頼を回復するための第一歩であらうと思っております。

最後に今回の報告書は、地方自治法及び民法の規定に照らし、監査を行った結果について報告したものでございます。当然に、町の常勤特別職である町長及び副町長の賠償責任に対しても例外とせず、十分に調査・監査を行ったものである。その結果として、当該補助金の不正流用事案に関し、これまで同種の事案の判例も踏まえ、町長は法的な賠償責任は有さないと判断したところでございます。その一方で、町長には、町の長としての責任、いわゆる町の最高責任者としての補助機関である副町長をはじめとした職員を指揮し、命令等し、町民福祉の向上を図っていくという立場からくる道義的責任があろうということも承知をしている。しかしながら、これに関しては、監査委員として申し上げる立場にはないことから、町長において熟慮の上で適切に御判断されることを最後に申し添え、結びとさせていただきたいというふうに思います。

そして39ページ、別表ということで職員に賠償を求める額ということに記載をさせていただいておりますが、改めてA3の資料ということで、これについて御説明をしたいというふうに思います。

先ほど来申し上げてさせていただいているとおり23人という形になります。そして、合計の欄を御覧いただきたいんですが、自治法関係が144万930円。民法関係が145万4,004円、合計289万9,134円が23人に求める損害賠償額ということになります。その下でございますが、米印の段ということで、算定の前提とした重大な過失により、賠償責任があると認められる額の合計が、以下のとおりでございますということで、自治法関係が407万5,445円。民法関係が363万509円。770万5,950円。この金額が先ほど言った6ページの合計額の2分の1相当額ということになります。この770万という金額でございますが、改めてお話をさせていただき

ますが、町として重大な過失により、損害賠償の責任があると認められる額であるということとを何回もお話をさせていただいていますが、最下段の今申し上げた770万5,954円というのは、この根拠は町の顧問弁護士に対して賠償請求に関する基本的な考え方についてということで、町長から依頼したことによって令和3年11月9日に町長への回答がございまして、我々監査委員にも同じお話をいただきました。この意見書の付された文面には町が協議会及びJA共済職員に対して請求するに当たって、過失相殺あるいは信義則の観点から、請求額がそれぞれ最大でも元の農済職員、南三陸町それぞれ2分の1にとどめるべきであろうとの根拠ということになります。

したがって、この770万5,954円ということに関しましては、まさに、江戸時代に米沢藩の財政立て直しを行った上杉鷹山の言葉にある入るを量りて出ざるを為すと。つまり収支の均衡バランスを図るということでもあります。したがって、この770万5,954円にございましては、令和5年度以降、歳出を何とか抑えることによって、弁済充当のしていかなければならない金額でもあるということとを町に対して付言をさせていただいているということもあわせて御報告を申し上げさせていただきたいというふうに思います。私の舌足らずのところは男澤監査委員事務局長から追加でお話をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） まず私からは、本日、配付いたしております資料につきまして、1点お話をさせていただきます。氏名の欄、アルファベットで表示をしております。これにつきまして、まず私から御説明をいたします。町長並びに議長に対しましては、アルファベットではなくて、当然、実際、実名で当然報告をいたしておりますが、本日の資料、そして町のホームページに既に載っておりますが、その資料、あわせて町の公告式条例に規定する掲示板に掲示している資料につきましては、全てアルファベットということにしております。これは、当該監査及び決定の対象である町職員等の氏名につきましては町の情報公開条例及び個人情報保護条例に定める非開示情報には当たりませんが、しかし、公表の対応及び当該公表の後、将来にわたり想定し得る情報の取扱いを鑑みた際、これを積極的に表示すべきものではないと、監査委員として考えたところでございます。そうしたことからAからXまでの文字に置き換えて表示をしておるということでございます。なお、本件取扱いにつきましては、公表することとする必要の趣旨を損なうものではないと判断しておりますことをつけ加えさせていただきます。私からは若干、39ページにつきまして補足をさせていただきます。見づらくて恐縮でございます。氏名の欄の右側に自由の自、そして民主の民主的

な民、そして計とございます。この自というのは地方自治法による賠償、そして民というのは民法による賠償、計はそれの足し込み額でございます。自と自治法の部分で22年度から28年度分までが網かけ表示してございます。これにつきましては、いわゆる消滅時効ということとございまして、町長が職員に法律上の賠償を命ずることが既に時効になっているのでできないと言ったのが、この網かけでございます。

ただ、1ページの3番、町職員の責めに帰する町の損害額及び賠償額については、職員に賠償を命じることができない年度分についても、あわせて監査を要求したいということとございますので、これらも監査の対象としておるということとございます。

そして、個々の職員の23人分の記述につきまして、先ほど代表監査委員は特段説明はいたしておりませんが、これにつきましては、あくまでも本日の特別委員会にどのような説明をするかと、すべきかという部分について、当然ながら協議を監査委員としております。その結果として、個々の職員に対する賠償のいわゆる具体の部分につきましては、町長が職員に対して説明をする内容とございますので、本特別委員会においていわゆるこの内容についてという質疑は、当然ながら若干議会議務局長の立場も入れて説明しますと、なじまないということとございますので、これについて説明はいたさないということと確認をした結果とございますので、そこも踏まえて御議論いただければと思います。

私からは追加の資料、一枚物を2つお配りしております。まず法律の条文が記載されたペーパーでございます。これは、町長から監査委員に対する要求の根拠が199条⑥第6項ということ、そして、その下243条の2の2の第1項そして数字の3というのが、町長が監査委員に求めた根拠とございます。一番下には民法709条故意または過失によって他人の権利または法律上保護される利益を侵害した者は、これによってそうした損害を賠償する責めを負うという条文を参考としてお配りしております。

そして、カラー刷りのA4横の資料につきまして御説明をいたします。地方公共団体の長、町長とございます。①監査の依頼、これが本年1月に監査委員に対して求めた監査要求とございます。そして、その矢印右側、監査委員②です。11月7日に町長に対して監査委員は賠償責任及び賠償額の決定ということで報告書を提出をいたしましたというところとございます。現在、現時点において町長においては、関係職員に対しましていわゆる不服申立て等の機会の付与をするという時期に入っております。これに対して職員、その右の矢印、賠償の対象となる者が不服なりがあった場合、その証拠を添えて町長に対して申立てをしますと。そうしましたら④番、その申立てがやむを得ないというような事情によるものであるといった場合、

町に申立てをするというところでございます。

その後の流れなんですけれども、5の1、その申立てを相当と町が認めている場合においては、監査委員に対して意見を求めてまいります。⑥監査委員はその申立てを監査して、調査して、意見をつけて町長にバックします。そうしましたらその後、町長は意見をつけて議案として付議をします。その結果、議会において同意されれば全部免除あるいは一部免除ということになるんですかね。不同意という場合は町長が賠償命令を行うということで、下の部分です。町長においてその職員の申立てを相当と認めない場合、あるいは職員から申立てがなされなかった場合は⑦賠償命令という流れになります。この賠償命令に対して、職員が不服だという場合は審査請求とか抗告訴訟と言った流れになっていくものでございます。結構ボリュームのある説明でございましたが、資料等の説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑の回数は一度の質疑につき3回までとし、さらに伺いたいことがある場合は、他の委員の一度目の質疑がないと認められた後にこれを許可することといたします。それでは質疑願います。後藤伸太郎委員。

○副委員長（後藤伸太郎君） まずは及川監査委員、それから芳賀代表監査委員、それから男澤監査委員事務局長におかれましては結びの中にもありましたが、顔見知りの方々とやり取りをしながらここまでの報告書をまとめていただいたということに対して、深く敬意と感謝を表したいなというふうに、まず思います。大変御苦労さまでしたというふうに思います。それで何というか、ここはどうなんだこうなんだというふうな、一つ一つあげつらって意見をやり取りするという場ではないのかもしれないんですが、全くその判断、この報告書をまとめるに当たっての考えの基になった部分等については、確認をさせていただきたいというふうに思いますので、まず3点ちょっと伺いたいと思います。

最後のほうに説明がありましたが、時効についてです。時効が成立しているということは、賠償する何と言うんでしょう、義務はないといいますが、賠償しなくてもいいんだろうというふうに思うんですけれども、ただ、今回の問題の大きさを明らかにするためには、そこも含めて監査をお願いしたいという申出があったので、それに応じる形で5年を遡った前の部分についても、それぞれ額を算定しているんだろうというふうに思いますが、これについては今後賠償ができるのかできないのか、この39ページのA4の資料を見ますと、網かけの部分にも数字が入っています。その額があつて、それも職員に賠償を求める額という合計には

当然含まれておりますので、最終的にはこれが除かれた額が賠償されることになるのかという見通しも含めてお伺いしたいなと思います。どなたに聞いたらいいいのか分かりませんが、まずは質問として。

それからもう一つ、これは代表監査委員含め監査の方にお伺いしたいんですが、重大な過失により賠償責任があると認められる額を算定するに当たって、不正流用されたと認められる1,541万何がしという額の原則2分の1相当であるというこの判断、この2分の1というのが何回か出てまいりますけれども、その根拠というのはやはりどこなのかなというふうにお伺いしたかったんですが、先ほどの代表監査委員の御説明の中で、顧問弁護士からの意見も含めて法に照らして判断したんだというようなお話でありました。この要は、補助金を不正に流用した人がいるわけですね。ただその人に対して不正な流用をとめられなかった、補助金を出し続けてしまっていた、この過失の割合が半分半分だよ、フイフティーフイフティーだよというふうな捉え方をするものなんですけれども、役場の職員の皆さん側からすると、かなり重い判断ではないかなと。私の個人的な一町民として見た場合に、不正にだまし取ったというか不正に補助金を流用した人がやはり一番悪いと思っていて、ただ、出したほうも同じぐらい悪いですという判断なのかなと思ったので、そこに至ったその2分の1というのは、かなり重い判断ではないのかなというふうに思うんですが、その辺りどのように検討されたのか、言える範囲でちょっとお考えを伺いたいなと思いました。それが2点目です。

それからもう一つはちょっと確認なんですけど、先ほども言いました39ページの資料の平成22年度分の欄は、合計欄まで全部ゼロです。これが恐らく監査結果の報告書の資料の8ページ、信義則に基づく賠償請求の制限等の(1)東日本大震災の発生、あれだけの災害があった時点で見過ごされてしまった事務処理に関しては、賠償は求められないよねという判断が、この22年度のゼロに表れているというものなのかなと推測したんですが、それで合っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） まず1点目の時効の取扱いの部分でございます。例えば、ちょっと対照していただきたいんですけれども、39ページのAの方の平成28年度分3万7,820円と網かけ入ってございます。これに対しまして12ページの下の部分9行目、なお書きの部分でございます。なお、このほか既に消滅時効を迎えている平成28年度分の賠償額については、仮に消滅時効を迎えていなかった場合は金3万7,820円とすることが相当であったことを付言するといった報告書でございます。事象上時効でございますので、町において、法律を

根拠とする賠償命令は出せませんが、監査としてはここまでの書きぶりということです。求める場合はこの金額ですよといったことです。ですので、この別表職員に賠償を求める額とありますが、これは法律に基づいて求めるべき額と、求めるとすればこの金額だよという金額が混じっているというふうに理解していただければ結構でございます。

そして2点目でございます。代表2分の1が相当であるとした根拠につきまして、答えられる範囲でということでお答えをさせていただきます。代表が載せたとおりの町の顧問弁護士が町長に対して意見書を提出されております。この意見書の内容は、この不正に詐取した者に返還を求める、請求するに際しては、マックスでも5割という話がありました。これにつきまして、別にお願している、監査でお願いしている弁護士とこの内容についても当然話をしました。これを町がどう取り扱うかは別として、法律的な観点からいくと理解はできるといったお話もございました。要は、法令違反がこれほどまでに多いとはというのが率直な弁護士の感想でございます。

さらに、有害動植物等対策協議会なるものの事務局長なり事務局を担っていた認識が全くなかったとまで言えるのかと、いろいろな出張とかの内容とかもあわせて考えますと、結構知り得る状況があったのではないかとといった部分があります。ただ一方で、判例として何十%とかという、これと全く同じ判例は実はございません。ただ、職員の賠償の先例いっぱいございますけれども、全国に。大体25から多いところだと50あるいは100というのもございましたが、弁護士とも話した結果、賠償額は大体一般的には50%あたりが上限じゃないのかといった部分、そして、自治体の今回の10年度間にわたる職員の不正なずさんな事務の実態、あとは金額の大きさ、社会的な影響等々を総合的に判断した結果として2分の1というふうに判断を監査委員はしたものと理解しております。年度年度で見れば、これは2分の1なのかとかという部分はないわけではないんですけれども、ただそれは感覚の話でございますので、最終的には合意の中で2分の1というふうに監査委員が判断したというものでございます。

そして3点目、22年度分がゼロという部分でございますが、委員おっしゃるとおりの理解なんです。つけ加えますと、この22年度分の不正な事務は震災が発生した直後から2か月間の間に行われております。さすがにあのときにまともな事務もと、法令に基づいた事務もと、しっかりという状況ではなかったと、パソコン1台ないと。法令も条例もないといった中で、さすがにずさんな事務だから賠償をとというのは酷に過ぎると、やはり汲むべき事情として、しっかりとこれについては汲む必要があるというのが、監査委員の御判断でございました。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 後藤伸太郎委員。

○副委員長（後藤伸太郎君） よく分かりました。2点目についてだけもう一つ、少しだけ確認したいんですが、顧問弁護士、町でお願いしている顧問弁護士の先生の意見だけではなくて、ほかの弁護士さん、法律家の方、それから周囲の状況等を総合的に勘案したというようなお話がありましたので、複数の意見を聞いたということでもよろしいのでしょうか。よろしい……。はい、分かりました。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 なるべく細かくならないようにお聞きしたいと思うんですけども、そこで先ほど委員長、冒頭申したように、1回の質問は3件だけということですので、私、3件以上あるものですから、最初3件伺いたいと思います。

まず質問に入る前に、私この資料、本当はもっと熟読したかったんですけども、先週の木曜日に配付されて、いろんな聞きたかったことも実際、担当課に行っても調査したかったんですけども、それもちょっとできかねたものですから、ちょっと細くなるようですがお聞きしたいと思います。まずこの資料なんですけれども、ページ数からいって4ページの事実として10年間ずさんな事務手続、重大な過失、そしてあと一度も定期総会を開催していなかった。原因としては、担当職員が法令に反した事務を前例を踏襲して機械的に進めていた。流用した農済の元職員を全面的に信用、信頼していた。

同じく5ページには、総会を開催していなかったことが不正流用された重大な過失であると監査委員は判断した。

同じく6ページに職員に賠償を求める額の算定としては、先ほどの前委員も言ったように、全ての年度において2分の1が妥当という顧問弁護士の見解と同じということで、これも分かっていたんですけども。

そこで、次に8ページの賠償請求の制限ということで、大震災の発生だと復旧・復興事業の体制の整備、震災後のどさくさ状態で、先ほど局長説明したように、ほかの状態だったということで認識するわけですけども、そこでほかの自治体で発生した同種の事案を参考にし、重大な過失により損害賠償の額が2分の1と決定されました。あと同じく10ページに、派遣職員に関しては2分の1の2分の1、要は4分の1の賠償責任、そういうことでもありました。あと11ページには、副町長、交付決定の期日、年度末の2月または3月、概算払い、

次年度の4月5日、そして見過ごして副町長の責任分が出るわけなんですけれども、あと会計管理者に関しては、概算払いの件での責任ということで、若干出ているようです。

15ページの参事に関しても総会を開くべき立場、同じく16ページには、産業振興課長も総会を開催しなかった。

同じく18ページの農林水産課長に対しても、当該補助金の交付決定に関する根拠及び支出命令に関する権限を有する副町長と直接補助する立場にあったということで、総会を同じく開催しなかった。同じく産業振興課参事、平成23年の震災から1年も経過していない中、混沌の中で真ただ中、総会が開催されなかった。

同じく22ページ、農林業振興係、平成23年総会を開催すべき立場。同じく23ページ農林水産係長……。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員、申し訳ないけれども、個々の一人のそういう職責とかそういうのは、今言わなくても大体分かると思うので、その辺凝縮して職員の責任とかということまとめてください。

○今野雄紀委員 凝縮させていただきますと、私これまで言ったように、総会が開催されなかったということで、各担当部署に開催する義務と言うんですか、責任があったというそういう報告に関して、私質問したかったもので、それがほとんどの今回の賠償に関する時効であったものですから、ちょっと長たらしくなるようだったんですけれども、そこを踏まえていただいて質問に入るわけなんですけれども、同じくはしょって言わせていただきますと、その報告の中で、やはり例えば、31ページの形式的な前例踏襲の事務、それが総会を開けなかったというそういうことがこの報告書にはうたわれています。

同じく34ページにも、実務担当者として前例踏襲の不適正な事務、そういうことがうたわれていましたので、そこで36ページにも派遣の主事さんにも、要は請求理由の記載されていない概算払いの請求書を漫然と受け付け、上司に回し審査決裁をさせたというそういうことがあります。あと結びとしては、町長には町としての責任、副町長には事務方のトップとしての道義的責任というそういうこともうたわれていますので、そこで前置きが長くなりましたけれども、質問を3件させていただきたいと思います。

まず第1点目は、総会の開催の最終責任者というんですか、それは誰なのか、先ほどのこの報告によりますと、皆さんが責任があるようなんですけれども、その最終責任者はもしおありでしたら誰なのか伺いたいと思います。

あと2点目の質問としましては、14ページの事業計画の規定にないほかの団体への補助金、

そしてあと負担金、そういう名目で補助金を受け取っていたみたいという報告があるんですけども、ほかの団体への補助金ということで具体の団体名、架空なのか実在なのかお分かりでしたら伺いたいのと、同じく負担金に関してもどういった名目での負担金だったのか具体にお知らせいただければと思います。

あと、ページ25ページなんですけれども、平成27年9月に受理した交付申請が11月に交付決定されたと、そういうことで不可解な日数というそういう報告がありました。そこで伺いたいのは、私も大きな疑問を抱いたわけなんですけれども、再三この当委員会で言っているように、金庫の上にかぎを置き続けたために、今回のような事案が長引いたというそういうことを言っていましたけれども、そこで伺いたいのは、この不可解な日数に関してなんですけれども、多分調査委員会等でも十分調査したんでしょうけれども、役所内部の方が関わっていたのではないかというそういう疑念が私は受けました。そこで、そういったことはなかったのか。これほどまで長期化した理由の一つとして、もしかするとそういうことがあれば、長引いたのかなというそういう思いですので、そのところを以上3点伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 総会を開く際の最終責任者はということでございました。

まず、南三陸町有害動植物等対策協議会の本部を産業振興課、農林水産課が担うということで、明文の規定があるということ、すなわちこれは公務、公務員がお給料をいただいて勤務時間内に行う公務だというふうに捉えました。その上でこの公務に関与していた農業関係の担当職員、そしてその上司の方々については責任があるんだろうということでございます。規約上、誰が意思決定をするみたいな、丁寧な規約ではないようでございますので、この関与した方々、総会を開かなかったという事実に関与した方々につきましては、すべからくその賠償の対象であろうというふうに判断したということでございます。

負担金補助金等とありますけれども、この団体は実在したのかということでございますが、監査した結果実在しておると、架空ではないというふうに我々は確認しております。

そして3点目、不可解は云々と、不可解なという部分につきましては、監査委員として非常に不可解だと、何でこんなに期間がということは、率直に感じたところでございますが、それ以上でも以下でもない、要は速やかにと、次の事務に移らなきゃいけないのに何でこんなに期間が空いているんだろうと。それに対しての合理的な説明はなかったんですけれども、ただ、期間が異常に空いたからといって、異常にというか相当期間日数を要したからといって、これすなわち今、委員がお話しされたような疑念を我々監査委員として持ったかという

とそうではないということはお伝えしてよろしいのかなと思っております。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の監査委員局長の答弁ですと、私伺いたかったのは、その総会の開催する最終の責任、先ほどの答弁ですと本部という答弁あったんですけれども、その本部というのは、誰が責任というんですか。会長なり何かだったのか、そこのところを伺いたいと思います。

あと事業計画の規定にない他団体への補助金というそういう実在していたというそういう答弁ありましたけれども、この場で伺えるんでしたらどういった団体だったのか、名前とか出せるんでしたら、負担金の部分に関しても伺いたいと思います。

あと、この受理に時間を要したというのは不可解ということで分かったんですけれども、そういった流れの中で、やはり27年といいますとちょうど5年ぐらいなので、そういったところで何というか表に出ていただければ、それこそ今言っているような半分の被害で済んだんじゃないかというそういう思いもありました。そこで不可解ということに関して、もう少し詳しく伺えればと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 監査報告書は、監査委員が町長に提出をしたものでございます。会長は誰なんだとか事務局長の権限はといった部分につきましては、昨年の6月ですか、議会で特別委員会が設置されて、それこそ膨大な資料が皆様に提示をされて、質疑が交わされてといった中に含まれておりましたので、どうぞそれ御確認いただくことは、そんなに時間がかかる話ではないと思いますので、そこはお願いをいたしたいと思います。

そして、補助金とか負担金を支払った団体名につきましても昨年来の特別委員会で資料が提出されておりますし、本日はこの監査委員の報告書に対する内容の細部にわたる議論はなじまないということで、一定のコンセンサスをいただいておりますので、これにつきましても昨年来の資料をどうぞ御覧いただきたいというふうに思っております。

不可解云々という部分につきましては、先ほど来の私の答弁以上でも以下でもございませんのでよろしく願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 2点は納得したんですけれども、そこで14ページの事務事業計画の中に、当該交付要綱の規定に反する他団体への補助金や負担金、予備費等への補助金の充当が記載されていたというそういうふうにあったものですから、私先ほど冒頭申したように、こういった

細かい部分はこういった場で聞くのもなじむかどうかというそういう懸念もあったんですけども、そう思って金曜日に行ったら、そのこともたしか事務局の皆さん全員不在で、そして下のほうの管理課に行って聞いても、担当職員というか職員には若干聞いたんですけども、そこで分からなかったものですから、どういった団体名を語って申請書を出していたのか、そこをお分かりでしたら伺いたいというそういう質問でしたので、この場でお答えできるのかできないのか、再度、できるんでしたら伺いたいし、できないのでしたらまた場を改めるなりして、確認というか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員、先ほどのあれは既にこういう資料を配付して、去年からやっていて、その中でも確認しているはずでしょう。今改めて、今回の監査報告の中で、そういう細かいところまでやるあれはないんだと、報告書に対してのあれだから、そういうここで何団体、何団体とこれを掘り下げて、それは以前から出してある資料に基づいて皆さん把握していることではというところなので、その辺をちょっと踏まえて質問してください。局長。

○事務局長（男澤知樹君） まず事務局が不在だったということですが、確かに金曜日の午後2時半から不在にしておりました。しかしながら、申し訳ございませんが事前の連絡がございましたら、必ず私どもは残ります。しかし、やむを得ずどうしてもということで議長の了解をいただいた上で出張させていただいておりますので、そこはあえて事務局職員、今3人が勝手に離席したわけではないということは今野委員にはお伝えさせていただきます。そして、できるかできないか、今この場で説明できるかできないかということですが、先ほど来申しておりますとおり、すべきではないと、最後につきましては、監査委員が町長に対して内容を報告したことで、以上でも以下でもございません。そして、この場でこの平場で私のほうから言うべきではないというふうに理解をしております。ただ、後でということであれば、昨年来の資料のここにこう書いてありますねといったお話をすることは全然やぶさかではございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今の局長の答弁で分かったんですけども、実はその以前配付された資料というか、その中には今回この申請書の中にその他団体の名前を語ってそして申請したというそういうことを初めて私目にしたものですから、そこで伺いたかったのは、その団体、実在する団体でしたら、そこに補助金なり何がしが多分行っていると思うので、そうすると重複した場合というかその判断する場合に、そういった部面からも今回のこういった事案はもっ

と早い時点で分かったのかなというそういう思いもありましたので、私その団体に関しては、伺ったつもりです。これ以上聞いてもあれなので、私の第1回目の3つの質問を終わらせていただきます。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○事務局長（男澤知樹君） 14ページの文章の解釈なんですけれども、有害動植物等対策協議会が補助金を申請する際に、他団体の名前を語ってというふうに、今、今野委員が御発言なさいましたが、語ってとはどこにも書いてございません。南三陸町有害動植物等対策協議会に補助金を町が出した、補助金の要綱、要領上、その補助金をさらに他団体に補助したりとか、あとは事業の補助金ですので、予備費に使うとかというのは、法令上ない、あり得ないわけですよ、にもかかわらずそれが看過されていたということを言っているわけでございまして、どこをどう読んで語ってというふうに御理解されたかは存じ上げませんが、そのような報告書の内容ではないということは、お伝えさせていただきます。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員、そういうことですので、理解できましたか。

○今野雄紀委員 はい。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 要旨の確認ですが、実際には770万が全体で請求する額だと、しかしながら、時効の分、これは全部時効の分を含めた289万9,000円になっているんですか。だから、実際にこの時効を取り除いた金額、それ計算、電卓でたたけばすぐ分かるんですけども、たたいていないからね。実際に何ぼ当該者の方々に請求を出すのかということが聞きたかったんです。それから今回、町長のほうから監査委員のほうに監査請求というか出して、それは顧問弁護士さんのほうからの指導というか法的にそういうふうになっているからといって、町長のほうから監査委員に当該職員それぞれの損害割合と言いますか、金額を出してもらったということでありまして、その結果が大体出たわけですね。今後町長として、これを職員に請求する考えがあったからこそ監査請求をしたと思うんですけれども、その辺の考え方、町長としての考え方がどうなるのか、それをお聞かせいただきたいというふうに思います。それから今日は何ですか、この報告に対する質疑だけでほかの質疑はまた別なときにやるんですね。

○委員長（菅原辰雄君） 今日は監査委員報告書についての質問ということで。

○三浦清人委員 今、不正流用したXですか、職員X氏の4月でしたか6月でしたか、警察のほ

うに被害、詐欺罪の出しているんだけど、その辺のことがどうなっているのか、どれだけ個人に対する、X氏に対する請求できるのか、それから今回このおのおのの職員に対する賠償請求額は大体どれぐらいになるのか、それ聞きたかったわけですよ。まだ警察のほうは進んでいないというのであれば致し方のないことですが、まずその辺のところお聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 監査報告をいただきまして、既に当該職員には説明をしております。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） まず1点目でございます。網かけの部分、足し込みますと87万6,921円でございます。しかるに、この39ページの表の289万9,134円マイナス網かけの87万6,921円の額202万2,213円が時効にかかっていない自治法分、そして民法分の賠償を求める額ということになるかと思えます。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 それからもう一つ、聞くのを忘れていたんですが、今町長が職員に対して申立て出してから何日間の期間があるのか、その辺のところお聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 先ほど町長お話をされましたとおり、対象となる職員の方々には御説明をさせていただいております、いわゆる避けがたい事情等があったといった申立てにつきましては、現段階で11月中にお出しをいただきたいということでお願いをさせていただいております。

委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ちょっと報告書からずれるかもしれませんが、私前から何度も言っていたように、協議会ありますよね、その協議会の責任というのは、全然ここには出てこないんですよ、今回のこの事件に。いろんな条例があって規則があって、町がその協議会に補助金を出して、その協議会の通帳に入ったお金を当該者が不正流用をしたんですよ。町は、協議会に対して本来はちゃんとうたっているんですから、規則でね。返還を求める行為は一切なされていなくて、やった本人、それからそれに関係した職員にだけ責任負わせて幕引きしようとしている、私はそうしか思っていないんです。なのでその辺のところの考え方はどうなのか、今後。これで終わりにするんですか。その協議会、補助金を交付した協議会の責任

というのは一切ないということで終わらせようとしているんですか。そこを聞きたい。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 今日の特別委員会は、南三陸町職員の賠償責任に関する監査結果につきまして、町長に監査委員が提出されたということを受けての委員会でございます。その上でなんですけれども、監査委員といたしましては、本件事案に関して職員に重大な過失があったかどうかの1点であるということで、監査を進めさせていただきました。今、三浦委員が御発言された、いわゆる事件、事案のそもそもの構図に関する疑念、疑問につきまして、解決しない限り、この職員の賠償責任に関する監査が行えないのかといった部分についても、当然、考えた上でスタートをいたしました。その結果として、今の三浦委員の御発言、疑問点という部分はそれはそれという形の中で、いずれであったにしても職員に農済に賠償責任があるかどうかという点の監査につきましては行えるという判断の中で進めたものでございます。答えになってないかとは思いますが、監査委員としてはそのように考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 2巡目ということで伺いたいと思います。先ほどの同僚委員も言ったように、第1点目伺いたいのは、今回のこの監査結果によって職員に賠償を求めているというそういう先ほど町長の答弁あったんですけれども、そこで私伺いたいのは、そういった職責による賠償なんだろうけれども、果たしてそれで今後町を運営していく上での再発防止等には効果的なのかどうか、そういう観点があるのかどうか伺いたいと思います。

あともう1点は、さきに和解された元農済の職員の方との契約の見直しという和解案では出ていましたが、今後どのような対処をしていくのか、その点伺いたいと思います。

あともう1点は平成22年、この最後の39ページの資料で伺いたいんですけれども、平成22年から27年までの副町長の責任というかほとんど皆無なのが、これは行政法上民事上の関係なのかどうか分からないんですけれども、責任は一切生じないのか、その点伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 3点目、私のほうからまず先にお答えさせていただきます。平成22年度分から27年度分までの副町長の責任についてということでございます。地方自治法、そして町の財務規則とかあとは専決の規定とか様々な法令に照らして、22年度から27年

度分までの副町長の責任の有無につきましても監査をいたしました。その結果としては、今回の報告書のとおりであるということでございます。それ以上でも以下でもございません。よろしく願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 1点目と2点目につきまして私のほうから答弁をさせていただきます。まずちょっと御質問の趣旨を私が間違えていたら御指摘をいただければと思うのですが、今般の監査結果の報告が不適正な事務の再発防止につながるのかどうかといったような御質問だったと理解をしておりますが、この監査結果で示された賠償というのは、地方自治法の求めは基本的にはその自治体に生じた損害を回復させるといったことが目的ですので、いわゆる結果としてそれが作用したとしても、そもそもの目的は不適正な事務の再発の防止ではないといった理解をさせていただいております。また今回の報告書でXということで、従来相手方について表記をさせていただいておりますが、今後債務承認弁済契約ということで、以前交わさせていただいた内容の取扱いといった御質問だったと思いますが、前回の議会の際に、和解案そのものということで、その契約書をお示しをさせていただいております。その第2条におきまして、まず弁済必要額については不正流用額の1,528万8,176円です。ただし書で契約の締結後におきまして、相手方、今回で言えばXさんの方の負担によらないで回復されるべき金額があれば、当該金額を弁済必要額から控除をさせていただくということをあらかじめ約束をさせていただいておりますので、今後最終決定といった段取りが進めば、相手方Xさんと協議をさせていただいて、当該額については減額をさせていただくという流れになるとは、現段階で考えてございます。

以上であります。

○委員長（菅原辰雄君） よろしいですか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 まず答弁あった順からいきますと、平成22年から27年までのこの副町長の責任に関しては、先ほどの答弁ですと様々な法令での責任は生じないというそういうことでした。ただし、副町長という職責と言うんですか、職員の事務をつかさどる最終的な責任者である、その副町長が法的な責任はないにしろ、町長同様、道義的な責任というのは、今回のこういった監査結果には加味できなかったのか、その点伺いたいと思います。

あと今回の監査結果についてなんですけれども、先ほど課長答弁あったように、損害の回復ということで、再発防止にはそれなりのというような答弁でした。そこで、再発防止兼ねて私が一番懸念しているのは、冒頭一番最初の質問のときに再三言ったように、前例を踏襲し

てずっと仕事をしてきた職員の方たち、その方たちが、要はある日突然賠償命令を受けるようなそういう状況じゃないかと私は思います。要は善意の第三者みたいな形で職員の方たちは、仕事をしてきたわけなので、こういった今回の事案に関して各下々というか、せっかく監査結果がこういった形で出たわけなんですけれども、果たして主事、係長、主幹の方たちにまでその賠償が及んで、私、実際いいのかどうかというそういう思いがします。先ほど事務局長言われたように、ほかの自治体の同じような事案でも照らし合わせたというそういう結果の報告もありましたけれども、こういった形で今回の損害の回復をしていくということは、私とても危険なことなんじゃないかなと思います。なぜならば、こういった前例をつくってしまうと、それこそ下で働いている一生懸命働いている職員の士気なりそういった部分をそぐんじゃないかというそういう杞憂しているんですけれども、行政管理課としてはそういったところは十分担保できるのか。言い方を悪くさせていただくと、まさにこういった下々の職員に賠償請求することは、そういった前例をつくることは……。

○委員長（菅原辰雄君） 今野委員、職責ということでちゃんとうたってあるので、今あなたの考えを何だかんだ述べる場じゃないので、簡潔にお願いします。

○今野雄紀委員 分かりました。そういったことで、一般企業で例えると、私ブラック企業のような形になってしまうんじゃないかというそういう懸念がありますので、そののところはどのように考えているのか。そしてあわせて申し上げさせていただくと、法的に賠償責任はないものの、私やはり最終的には町長と副町長がこういった賠償をするべきだと、それは個人的なあれなんですけれども、そういった思いがしていますので、そのところを伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） いろいろお話しいただきました。ちょっと誤解されている部分あるのかと思うので若干お伝えしますが、主事の職にあった者に賠償を求めているようなニュアンスの発言がございましたが、当時主事であった方に対して賠償額を賠償を命じられたということは記載されておりません。そして今野委員も議員長くおられますし、法令等よく熟知されていると思うんですけれども、地方自治法そして財務規則等々しっかり読んでいただければ分かるんですけれども、財務会計職員、要は自治法上の賠償の対象たり得る職員は係長以上の職員、そして係長相当職である主査、主幹につきましても、それに含まれるというふうに財務規則にしっかりと明記がなされております。それに沿って監査を行ったということがございますので、そういった部分につきましては、情緒的な部分を排してしつ

かりと事実を確認した結果、代表が申したように気心の知れた職員に対してという部分につながっていくわけでございます。そこはよろしく願いをいたします。そして、副町長の部分について道義的な云々というお話もございましたが、これにつきましては、もう皆様とくとお分りのとおりでと思うんですけれども、副町長といえども町長の意を酌んで、政策なり事務を行うという補助機関の職員の1人であるということでございます。よくよく町長、副町長という並びでお話をよくされていますが、法律上は町長のもとに副町長、そして我々職員がいるという関係でございます。そういったことも踏まえて監査を執行いたしましたということでございます。道義的に云々という部分のお答えとすれば、そのようなことになろうかと思えます。私からは以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 先ほど局長より主事の部分、主査、主事で請求ないというんですけれども、22番目はそれに該当しないのかどうか。それ簡単な確認なんですけれども。あと、前例踏襲によって私は杞憂しているわけなんですけれども、そこで伺いたいのは、先ほどの前後入れ替わりますけれども、元農済職員に対するその見直しについて、この場で報告出たばかりなんですけれども、結果が出たばかりなんですけれども、この時点で言えるようなことは、例えば、町の部分は2分の1の負担というかそういったことで決まっただけなんですけれども、当該の元農済の職員に関しては、その2分の1の規定は当てはまるのか、例えば1,500万の無条件で半額になるのか。その点、この時点でお分かりでしたら、そうしないともちろん元農済の職員の方も先ほど言われたように、一町民であることから、以前のようなかつて公立病院で職員と家族の方たちが割引があったというそういう事案もありました。それに照らし合わせよう今回職員の方だけこういった2分の1相当のあれがあって、罪を憎んで人を憎まずではないんですけれども、その部分はどのような形で考えているのか伺いたいと思えます。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。今、今野委員がお話しされた点というのは、まさに先ほども申し上げましたとおり、債務承認弁済契約の中でただしということで、この報告書によればXという相手方と交わさせていただいた内容とするのかということだと思います。現段階で相手方と具体の協議を始めているわけではございませんが、町としてただし書の適用について検討させていただくに当たっては、今回、監査のほうでお示しをいただいた、ページ数とすれば39ページに別表ということでございますが、その最下段がいわゆる町の責任額と解釈できるものと思えます。したがって、Xさんということで表

記がなされている相手方との協議におきましては、この額について公表もされている数字でございますので、参考とさせていただいてお話をさせていただくということになるかと思えます。現段階で申し上げられる点とすれば以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 簡明にね。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の課長の答弁でこういった金額が要は、減額のような話がありました。そこでさらに伺いたいのは、今回こういった下々という各職員の賠償金額が、要は町に入るわけなんだから、その部分は減額の対象になるのかならないのか、罰則というかそのところをお分かりでしたら、職員の方たちが賠償に応じて支払った金額は、国で例えると国庫返納みたいな感じになるのか、それともそれも含めて町に対する損害としては、決まっているわけなんだから、その分を賠償したということで、さらに減額になるのか、その点今の時点で詳しくは分からないでしょうから、現時点で分かる範囲で伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 行政管理課長。

○行政管理課長（岩淵武久君） 御質問の趣旨をちょっと理解しかねている部分があるので、御容赦をいただきたいんですが、まず、一旦整理をさせていただきますと、弁済契約を交わさせていただいた金額1,528万何がしという金額がいわゆる町の損害額でございます。先ほど来申し上げております、まず債務承認弁済契約では、その1,500万何がしを債務としてお認めいただいで返済をスタートいただくと。その後、相手方の負担によらないで回復されるべき損害の割合、額が決まった場合には、当該額についてその返済必要額、弁済必要額から控除するといった流れとしてございますので、先ほど申し上げましたとおり別表の下段の数字を参考とさせていただくとすれば、若干監査報告書にも通帳の残金を加味していないということがございますので、若干の数字の違いは出てきますけれども、ほぼほぼこの金額を参考とさせていただいた上で、相手方の負担によらないで回復されるべき金額というのが、整理決定していくものと考えております。よろしいでしょうか。

○今野雄紀委員 その部分は分かったんですけども、再度しつこいようなんですけれども、職員から賠償に応じてもらって町で受け取った金額の部分は、どういう処理方法というんですか、対処になるのか。その点、今の時点、監査結果が出た時点で今後いろいろ、それこそ法令上いろんなことで、縛り等を確認する必要もあると思うんでしょうけれども、今の時点で分かる範囲で伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 要は1,520何万あるんですけども、町の職員から今、金額をもらったからその分が入るから、Xさんの負担金額がマイナスなるのかということでもいいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長(菅原辰雄君) 局長。

○監査委員事務局長(男澤知樹君) 別表39ページの表の700何がしという金額と200何十万の関係について、まず御説明しますと、本来、賠償を求めるべき金額とすれば、770万何がしなんだけれども、信義則とかの観点とか汲むべき事情を加味すると、そこまでではないだろうということ、その金額が289万何がしと、いわゆる内数といったような頭の使い方をしていただければ何となく理解をできるのかなと思いますし、これらの金額が入ってきた暁には、一般会計に歳入せしめられるべき金額であろうということはお伝えできると思います。

以上です。

○今野雄紀委員 そもそも聞き方悪かったので、すみません。要は2分の1に契約が変更になって、さらに280万支払うべき、Xさんが支払うべき金額から280万マイナスになるというそういうことは、その280万分は返済充当とは関係なく、要はペナルティーみたいな感じで納めるというそういう認識でよろしいのかどうか。そうすることで、町としては280万得すると言ったらおかしいですけれども、そういうことになるんじゃないのかなと私は思うんですけれども。

○委員長(菅原辰雄君) 行政管理課長。

○行政管理課長(岩淵武久君) 私の説明が不足した部分があったのかと思いますけれども、まず先ほど来申し上げておりますとおり、仮に損害額が1,500万円だと仮定すれば、今回この金額を参考にこれも750万だと置き換えればですが、Xさんの弁済必要額が750万円になります。今回の職員の方々に賠償算定の基礎となっているトータル、町の責任と言われる部分も750万円でございます。ですので、職員の皆様が弁済と返還賠償、そういった形で納付されたとすれば、賠償された金額が引かれていく分母は後者でございます。町の職員の分750万円、分かりづらいですかね。ですので結論から申し上げますと、今回の監査結果に基づく賠償が確定した後において、実際に納付がされたとしても、その納付額はXさんの賠償必要額には影響しないということになります。そもそも割合として2分の1減じるわけですから、職員の方々の賠償が減じた後、先ほど来申し上げております2条のただし書で弁済必要額を減じた額からさらに減じるといったことには作用しません。

以上でございます。

○委員長(菅原辰雄君) ほかに。ないようでありますので、本日の会議を閉じたいと思います。

なお、町当局、監査委員については退席いただいて結構です。大変お疲れさまでございました。

た。

その他、本特別委員会に関し委員から何かございましたら、発言をお願いいたします。三浦委員。

○三浦清人委員 今後の進め方といいますか、先ほどもちょっと質問したんですけれども、警察の関係がどうなっているのか、あるいはその推移、そこは委員長、しょっちゅう執行部のほう、総務課には話しして状況聞いて、向こうから執行部のほうから開いてくれと語る前にこっちでちゃんと開くべきだというようなやり方をとっていただきたい。言われるままでやるんじゃなく、議会主導型でやってください、委員会主導型で。頼まれ役でないんだから、こっちは。お願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 今、三浦委員からありましたように、しょっちゅうというわけにはいかないですけれども、いろいろ情報収集に努めて三浦委員が言ったとおりに進めていきたいと思えます。さらに、この件についても今後いろんな動きがあろうかと思えますけれども、それらを含めて順次開催していきたいと思えます。

ほかにございませんか。ないようでありますので、その他について終わります。

以上で本日の会議を閉じたいと思えます。なお、委員会は今後も必要に応じて開催することにしたと思えます。その際は、議長正副委員長に一任いただきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） 異議なしと認めます。

以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後零時17分 閉会